瀬戸市プロモーションの推進に係るロゴマーク等の使用に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、瀬戸市プロモーションの推進に係るロゴマーク及びメッセージ（以下「ロゴマーク等」という）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用の承認申請）

第２条　ロゴマーク等の使用承認を受けようとする者は、瀬戸市プロモーションの推進に係るロゴマーク等使用承認申請書（様式第１号。以下「承認申請書」という。）を瀬戸市長（以下「市長」という。）に提出し、使用開始日までに使用の承認を受けなければならない。

（使用の承認基準）

第３条　ロゴマーク等の使用承認を受けようとする者が瀬戸市民、瀬戸市に拠点のある企業、団体等又は瀬戸市の魅力情報発信につながる活動等をしようとする者で、瀬戸市プロモーションの推進に係る活動をするときは、ロゴマーク等の使用承認申請ができるものとする。

２　 前項にかかわらず、ロゴマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用が承認されないものとする。

（１）法令又は公序良俗に反するおそれがあると認めるもの

（２）宗教的、思想的又は政治的な要素を有していると認めるもの

（３）瀬戸市の信用又は品位を害するおそれがあると認めるもの

（４）前３号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認めるもの

（使用の承認）

第４条　市長は、承認申請書の提出があった場合は、その使用の目的が適当であると認めるときは、ロゴマーク等の使用の承認を決定し、瀬戸市シティプロモーションの推進に係るロゴマーク等使用承認書（様式第２号）を申請者に交付するものとする。

２ 市長は、前項の規定によるロゴマーク等の使用の承認に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の省略）

第５条　第２条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認申請を省略できる。ただし、事前に担当部署との協議を必要とする。

（１）瀬戸市が使用するとき

（２）報道機関が報道又は広報のために使用するとき

（３）その他市長が認めたとき

（使用の方法）

第６条　ロゴマーク等の使用に係る方法、制限その他必要な事項は、市長が別に定めるものとし、ロゴマーク等の使用の承認を受けた者は、これを遵守しなければならない。

２　ロゴマーク等の使用料は無料とする。

（是正の措置）

第７条　市長は、ロゴマーク等の使用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、直ちにその是正の措置を求め、又は当該承認を取り消すものとする。

（１）虚偽の申請を行ったとき

（２）承認の条件に違反したとき

（３）第３条第２項各号のいずれかに該当したとき

２　前項に該当すると認められた場合、瀬戸市は、次の措置を講じることができるものとする。

（１）ロゴマーク等を使用した制作物等の回収・廃棄

（２）条件に反した行為をした者の公表

（３）訴訟

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成２９ 年７月１日から施行する。